

あなたの個人信用情報の保護

センターとその会員は、お客さまの個人信用情報を保護するために、次の措置を講じています。

① センターを設置、運営している全銀協は、個人情報保護法第37条にもとづく認定個人情報保護団体として金融庁から認定を受けている「全国銀行個人情報保護協議会」に加盟しています。

同協議会は、「全国銀行個人情報センターにおける個人情報保護指針」（以下「自主ルール」といいます。）を制定し、センターとその会員に遵守を義務付けています。

※全国銀行個人情報保護協議会のウェブサイト

<http://www.abpdpc.gr.jp/>

② 会員は、ローンやクレジットカード等のお申込みやご契約に当たっては、申込書、契約書等により情報の利用・登録についてご本人の同意を得ることとしています。

なお、官報情報および不渡情報については、センターが登録し、個人情報保護法第23条第4項第3号に規定する共同利用を行っております。

③ 登録情報を利用できるのは、センターの会員および提携個人情報機関の会員に限っています。

④ 登録情報の利用目的は、与信取引上の判断（返済能力または転居先の調査）等の自主ルールに定めるものに限定し、これ以外の目的に利用することは禁止しています。

なお、返済能力に関する情報の利用については、銀行法施行規則第13条の6の6等により、返済能力の調査の目的に限定されています。

⑤ 会員がセンターおよび提携個人情報機関から得た情報を他者に知らせることは禁止しています。

⑥ センターおよびその会員は、自主ルールにもとづき、個人信用情報の漏えい、滅失またはき損の防止その他の個人信用情報の安全管理および目的外利用防止のために必要かつ適切な安全管理措置を講じています。

登録情報開示申込書および本人申告登録申請書は、センターのウェブサイト、FAX BOX、お問い合わせ先からお取り寄せできます。

ウェブサイト、FAX BOXのご案内



ウェブサイト

<http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

全銀協 個人情報

検索



FAX BOX

☎ 0120-122-878

音声自動応答、24時間

手続き等に関するお問い合わせ先

☎ 0120-540-558

※ 携帯電話、PHS 等からおかけになる場合は

03-3214-5020（通話料がかかります。）

受付時間：月曜日～金曜日

（土、日、祝日、年末年始はお休みさせていただきます。）

9:00～12:00 / 13:00～17:00

申込・申請書類等郵送先

一般社団法人全国銀行協会
全国銀行個人情報センター

平成28年10月 7日投函分まで	〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1
平成28年10月 8日以降投函 (仮移転先)	〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-5-1

（平成28年10月11日（予定）から平成32年度まで仮移転しますので、仮移転先の住所にご郵送ください。なお、窓口での開示は行っておりませんのでご注意ください。）

（平成28年8月）

全国銀行個人情報センター のご案内

全国銀行個人情報センターとは

全国銀行個人情報センター（以下「センター」といいます。）は、消費者信用の円滑化等を図るために、一般社団法人全国銀行協会（以下「全銀協」といいます。）が設置、運営している個人情報機関で、ローンやクレジットカード等に関する個人信用情報を登録し、会員における与信取引上の判断のための参考資料としてこれを提供しています。

センターの会員は、センターを利用することにより、消費者等への過剰貸付（多重債務）の防止や審査事務の迅速化を図っています。

センターの加盟資格は、次のとおりです。

- ① 銀行または法令によって銀行と同視される金融機関
- ② 政府関係金融機関またはこれに準ずるもの
- ③ 信用保証協会法にもとづいて設立された信用保証協会
- ④ 個人に関する与信業務を営む法人で、上記①または②の推薦を受けたもの（クレジットカード会社、保証会社等）
加盟会員については、センターのウェブサイトでご確認いただけます。

情報交流 CRIN について

センターは、次の個人情報機関と提携して情報交流 CRIN（Credit Information Network）を実施しており、センターおよび提携個人情報機関の会員は、各機関に登録されている延滞、代位弁済等の情報および本人申告情報の一部を相互に利用することができます。

各機関の会員資格、加盟会員、開示方法等は、各機関のウェブサイトおよびリーフレットをご参照ください。

<提携個人情報機関>

- (株)日本信用情報機構 <http://www.jicc.co.jp/>
（お問い合わせ 0570-055-955）
- (株)シー・アイ・シー <http://www.cic.co.jp/>
（お問い合わせ 0570-666-414）

センターに登録される個人情報と登録期間

センターに登録される個人情報とその登録期間は、次のとおりです。

なお、各情報は、登録期間経過時に自動的に削除されます。

登録情報	登録期間
◆取引情報 ローンやクレジットカード等の契約内容とその返済状況（入金の有無、延滞・代位弁済・強制回収手続等の事実を含む）の履歴	契約期間中および契約終了日（完済されていない場合は完済日）から5年を超えない期間
◆照会記録情報 会員がセンターを利用した日、ローンやクレジットカード等の申込み・契約の内容等	当該利用日から、本人開示の対象は1年を超えない期間、会員への提供は6か月を超えない期間
◆不渡情報 手形交換所の第1回目不渡、取引停止処分	第1回目不渡は当該発生日から6か月を超えない期間 取引停止処分は当該処分日から5年を超えない期間
◆官報情報 官報に公告された破産・民事再生開始決定等 ※免責決定等の情報は登録されません。	当該決定日から10年を超えない期間
◆本人申告情報 本人確認資料の紛失・盗難、同姓同名別人の情報がセンターに登録されており、自分と間違えられるおそれがある旨等のご本人からの申告内容	登録日から5年を超えない期間

(注) 各情報には、ご本人であることを特定するための情報（氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先等とその履歴）が合わせて登録されます。

本人開示の手続きについて

センターに登録されている情報の開示は、センターで郵送により受け付けております（**窓口での開示は行っておりません**。また、センターの会員では受け付けておりません）。

センターの会員が登録情報開示報告書の提示等を求めることはありません。

㈱日本信用情報機構、㈱シー・アイ・シーに登録されている情報の開示は、それぞれの機関で受け付けております。お問い合わせ先は、1頁の「情報交流 CRIN について」の欄をご覧ください。

受付は郵送のみとなります。

本人

センターに下表の3つの必要書類をお送りください。センターから登録情報開示報告書を**本人限定受取郵便【特例型】（簡易書留をご希望の場合は、簡易書留）**でご本人（申込書の現住所欄にご記入いただいた自宅住所）に郵送させていただきます。

- 必要書類**
- ① 登録情報開示申込書（7頁のウェブサイト等から入手できます。）
 - ② 本人確認資料 **2種類**（4頁の一覧表をご参照ください。）
 - ③ 手数料：定額小為替証書 1,000円（郵便局・ゆうちょ銀行でお求めください。）

代理人

開示対象者本人と代理人の本人確認資料が必要です。本人の場合と必要書類が異なります。手続き・必要書類の詳細は、7頁のセンターのウェブサイト、FAX BOX またはお問い合わせ先でご案内しております。

1. 法定代理人（親権者、後見人等）による申込み

①登録情報開示申込書、②本人の本人確認資料、③法定代理人の本人確認資料、④法定代理権を証する公的資料、⑤手数料1,000円（定額小為替証書）

2. 任意代理人による申込み

①登録情報開示申込書、②本人の委任状（実印を押印）、③本人の印鑑登録証明書、④本人の本人確認資料、⑤本人の現住所が確認できる資料、⑥任意代理人の本人確認資料、⑦手数料1,000円（定額小為替証書）
●登録情報開示報告書は本人限定受取郵便【特例型】（ご本人が簡易書留をご希望の場合は、簡易書留）でご本人に直接郵送させていただきます。

本人が亡くなった場合

法定相続人に限り被相続人の開示ができます。この場合、被相続人の死亡を証する資料および法定相続人であることを証する資料が必要です。手続きの詳細は、7頁のセンターのウェブサイトまたはお問い合わせ先でご案内しております。

ご用意いただく本人確認資料

次の資料のうち、氏名、生年月日が確認できる資料 **2種類**（うち1種類は自宅**現住所**を確認できるもの）をご用意ください。

原本のコピー

- 運転免許証
- 運転経歴証明書（平成24年4月1日以降交付のもの）
- 住民基本台帳カード（顔写真があるもの）
- 在留カード
- 個人番号カード（表面のみ）
- 公的年金手帳（証書）
- パスポート（旅券）
- 特別永住者証明書
- 各種健康保険証
- 福祉手帳（証書）

発行日から3か月以内の原本

- 戸籍謄本・抄本
- 住民票
- 印鑑登録証明書

※ 個人番号に関する「**通知カード**」は、本人確認資料に当たりません。個人番号が記載された「通知カード」や「個人番号カード」のうら面の写しをご送付いただいた場合は、ただちに復元不能な方法で廃棄いたします。

※ 日本国内の官公庁が発行したもので、有効期限があるものは有効期限内のものに限ります。

※ 上記以外の本人確認資料については、お問い合わせ先でご案内しております。

申込書・申請書の取得・手続きの詳細は、

- ①センターのウェブサイト、
- ② FAX BOX、
- ③お問い合わせ先でご案内しております。

登録情報に関する苦情受付について

開示した結果、登録内容が事実でない等のセンターの登録情報に関する苦情は、情報を登録した会員またはセンターで受け付けます。

利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく事実の確認等の調査を行い、その結果、登録内容が事実ではないことが判明したときは、訂正等を行います。また、調査中はその旨を登録情報に表示します。

センターに苦情を申し立てられる場合、センター所定の異議申立書、本人確認資料等が必要となります。

センターでは当該会員に調査を依頼し、後日、その結果を書面によりご本人に本人限定受取郵便【特例型】で郵送いたします。

苦情受付に係る詳しい手続きは、7頁のセンターのウェブサイトまたはお問い合わせ先でご案内しております。

本人申告の手続きについて

本人申告とは、ご本人からの申告にもとづき、センターが次の申告内容を登録する制度です。

紛失・盗難

運転免許証等本人確認資料の紛失または盗難により名義を冒用される可能性がある場合

同姓同名別人

センターに同姓同名かつ同一生年月日の別人の情報が登録されており、ご本人と間違えられる可能性がある場合

登録された情報は、当該会員の与信取引上の判断を拘束するものではありませんのでご承知おください。

受付は郵送のみとなります。

- ① 本人申告登録申請書（7頁のウェブサイト等から入手できます。）
- ② 本人確認資料 **2種類**（4頁の一覧表をご参照ください。）
- ③ 切手（必要額はウェブサイト等をご覧ください。）

+

紛失・盗難の場合	同姓同名別人の場合
以下のいずれかのコピー ・再交付申請書 ・紛失届の受理票 ・警察署への被害届等の受理票 ・警察署等から手交された受理番号がわかる資料	・戸籍の附票の写し

センターに返戻された登録情報開示報告書の取扱いについて

郵便局での「保管期限切れ」等により、センターに返戻された登録情報開示報告書は、センターに返戻された日から、1か月後に廃棄されます。登録情報開示報告書の再送をご依頼される場合は、再送代（実費相当の切手）が必要となります。

センターは、お客さまのローンやクレジットカード等に関する個人信用情報を登録し、会員に提供しておりますが、**審査業務は一切行っておりません**。